

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

平成19年5月1日

京都市長 榎本 頼 兼

病 院 名	所 在 地	認 定 期 間
京都府立医科大学 附属病院	京都市上京区河原町通 広小路上る梶井町 465番地	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)